

習志野市地元のちから事業継続応援事業

「雇用を守る支援金」

令和3年12月15日より本支援金の内容を拡充します。

以下のとおり拡充します

1. 対象要件を緩和（法人の場合）

「資本金又は出資金の額」の要件を1,000万円未満から **1億円以下**まで引き上げます。

2. 給付額の変更・引き上げ

従来3段階に分かれていた給付額を原則として **従業員数一人につき1万円**の給付に変更します。また、給付額の上限を25万円から **50万円**に引き上げます。

	従業員数	拡充後	拡充前
(1)	5人～19人	1人につき1万円	1人につき1万円
(2)	20人～49人		20万円
(3)	50人以上	一律50万円	25万円

例 従業員数22人→22万円
従業員数45人→45万円
従業員数80人→50万円

※なお、令和3年12月14日までに本支援金の申請をされた「従業員数21人以上の事業者」については、**差額を追加給付**しますので、個別にご案内します。

➤ 申請期限 令和4年1月17日（月）まで【**必着**】